

# 横浜市発達障害者支援モデル事業 募集要項

## 1. 発達障害者支援開発事業の趣旨

発達障害者支援法の施行により、横浜市では平成 17 年度から発達障害検討委員会を設置し、ライフステージごとの課題等について議論を重ねてきました。平成 22 年度においては、就労検討部会を設置し、発達障害者の就労に必要な社会資源の絞り込みを行いました。その結果を受けて、今年度は発達障害者の就労支援の取組をモデル的に実践・評価し、有効な支援方法を確立させること、また、この事業により得られた手法（効果）を他地域で普及させることを目的とし、平成 23 年度発達障害者支援開発事業では、モデル事業として発達障害者就労支援事業を実施します。

## 2. 発達障害者支援モデル事業（募集事業）の趣旨

自身の障害特性の理解が十分でない、知的障害を伴わない発達障害のある人、またはその疑いのある人が就労を目指す場合には、実践的な職業体験とその振り返りを通して自己理解を深めていく過程が重要です。しかし既存の障害福祉サービスでは、障害の認識があることが利用的前提となっており、前述のような発達障害者が利用できる社会資源は不足しています。また、現在の横浜市においては、発達障害者支援センターや若者サポートステーションがそのような人々の相談機関として支援に取り組んでいますが、相談機関だけでは上記のような過程を積み重ねることには困難があります。

このような状況に対応していくため、横浜市では、既存の障害福祉サービスの利用が困難な発達障害者への就労支援として、一定期間通って支援を受けることができる社会資源の創設を目的とし、モデル事業を実施する機関を募集します。

## 3. 募集事業の内容

### (1) 実施機関

実施機関は、1 年以上の発達障害児者への支援実績を有する法人とします。法人の種類（社会福祉法人、NPO、株式会社など）は問いません。プロポーザル方式により、実施機関として 1 機関を選定します。

### (2) 事業概要

横浜市在住の 18 歳から概ね 25 歳までの人のうち、発達障害者（疑いを含む）で就労を希望しているが、既存の障害福祉サービスの利用が困難な人に対して、以下のような支援を行います。

- ①実践的な作業体験、企業実習などを通して、ビジネススキルを学ぶとともに、自身の課題や特性に気づくための支援を行う。
- ②発達障害の特性に配慮した、ビジネスマナーやコミュニケーションスキル習得のための支援を行う。

③将来的な就職に向けた関係機関へつながるための支援を行う。

\*事業の詳細については、別紙「発達障害者就労支援事業仕様書」を参照ください。

#### 4. 選定方法

実施機関は、企画書（プロポーザル方式による提案書）の内容を総合的に勘案し選定します。

- (1) 事業規模にかかわらず、横浜市内もしくはその近郊において、横浜市民が利用可能なプログラムであること
- (2) 就労に向けた幅広く実践的な体験を通して、課題の整理や特性の理解を目指すプログラムであること
- (3) 市の施策への反映および、他都市への成果の普及が期待できるものであること

\*実施機関選定における評価基準については、別紙「プロポーザル評価基準」を参照ください。

#### 5. モデル事業説明会

平成23年5月17日（火） 午前10時～11時45分（午前9時30分受付開始）  
かなつくホール（横浜市神奈川区東神奈川1-10-1）

#### 6. 応募方法

##### (1) 応募期間

平成23年5月9日（月）～平成23年6月17日（金）17時00分（提出書類必着）

##### (2) 質問書の提出

平成23年5月20日（金）17時00分（質問書必着）

本要領等の内容について質問がある場合は、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて、質問書（様式1）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、質問者全員に通知します。

##### (3) 企画書の提出（提出書類は返却しません）

###### ①提出書類 企画書及び予算書

原則として企画書様式（様式2）を使用し、15ページ以内に収めることとします。

###### ②提出部数 2部

###### ③提出方法 下記まで持参又は郵送により提出のこと。

（ただし郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください）

\*企画書の作成については、別紙「横浜市発達障害者支援モデル事業 企画書について」を参照ください。

(4) 質問書・企画書の提出先

横浜市発達障害者支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-35-8 7F

FAX: 045-314-9666 E-mail: yokohama-shienschitsu@mbm.nifty.com

**7. ヒアリングの実施**

企画書の提案内容に関するヒアリングを実施します。

平成23年6月27日(月) 午前もしくは午後

(時間、場所の詳細については、別途お知らせします)

**8. 選定結果**

横浜市発達障害者支援モデル事業企画・推進委員会において、選定した結果は、採否にかかわらず、後日、応募者あてに通知します。

**9. 事業実施期間**

契約年月日から平成24年3月31日までとします。

※平成24年度以降も継続実施することを想定しています。

**10. 委託費**

18,340千円(税込)

※平成24年度は、上記金額から初度調弁相当分を除いた額から算定した年度相当分を支給する予定です。

**11. 問合わせ先**

横浜市発達障害者支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-35-8 7F

電話: 045-290-8448 FAX: 045-314-9666

E-mail: yokohama-shienschitsu@mbm.nifty.com

# 横浜市発達障害者支援モデル事業 仕様書

## 1. 横浜市発達障害者支援モデル事業

### (1) 事業の位置づけ

横浜市発達障害者支援モデル事業（以下、横浜市発達障害者就労支援事業）は、横浜市発達障害者支援開発事業に位置づけられたモデル事業である。横浜市発達障害者支援開発事業は社会福祉法人横浜やまびこの里が横浜市から受託し、共通の方針に基づいて実施されるものとする。

### (2) 目的

横浜市発達障害者就労支援事業とは、既存の社会福祉サービスの利用が困難な発達障害者に対して、次の役割を担うことを目的として実施されるものである。

- ア. 発達障害者に対して、就労に向けた実践的な体験とその振り返りの機会を提供し、自身についての理解を深めることを助ける。
- イ. 発達障害者が、就労上の課題と必要な支援を整理し、就労（障害者雇用での就労等を含む）に向けての道筋を考えていくことを助ける。
- ウ. 発達障害者が、基本的なマナーや職業行動を学習し、自身の職業準備性を確認するための機会を提供する。

### (3) 実施形態

横浜市発達障害者就労支援事業は、横浜市発達障害者支援開発事業における「企画・推進委員会」および「発達障害者支援マネージャー」の助言のもとに実施する。

※別添の「実施体制図」を参照してください

## 2. プログラムの実施

### (1) プログラムの構成

一般コースと学生コースの2コースをモデル的に設定して実施する。

- ア. 一般コースは、3ヵ月を1単位としてプログラム実施し、最長2年間まで継続利用を可とする。定員を5～10名程度とする。
- イ. 学生コースは、1日4時間、10日間程度を3ヵ月以内 to 実施するものとする。定員を5名程度とする。

### (2) 一般コースの実施内容

#### ア. 対象者

次の（ア）から（エ）のいずれにも当てはまる者を対象とする。

- (ア) 発達障害（知的障害を伴わない）の診断がある者。または、発達障害者支援センターもしくは若者サポートステーションが発達障害の疑いがあると判断した者。
- (イ) 就労を目指しており、就労を阻害するような治療中の精神症状がない者。
- (ウ) 自立支援法による就労移行支援事業所等、既存サービスの利用が難しい者。
- (エ) 18歳から概ね25歳までの者で、横浜市在住の者。

## イ. 対象者の選定

対象者の選定は、実施事業所、発達障害者支援センター、若者サポートステーションの3者で行う。発達障害者支援マネージャーが、専門家による助言が必要と判断した場合には、企画・推進委員等の助言を受けるものとする。

## ウ. モニタリング

- (ア) 利用決定者については、企画・推進委員会で報告する。
- (イ) 利用開始1ヵ月時の支援の実施状況について、発達障害者支援マネージャーや企画・推進委員会に報告する。発達障害者支援マネージャーが、専門家による助言が必要と判断した場合には、本人のアセスメント、プログラム内容等に関し、企画・推進委員等の助言を得る。
- (ウ) 3ヵ月を1単位としたプログラム提供を行い、1単位終了ごとに振り返りを実施する。振り返りのカンファレンスは、実施事業所、発達障害者支援センター、若者サポートステーションの3者で実施し、必要に応じて、企画・推進委員等の専門家が同席する。
- (エ) 1単位終了ごとに継続利用の適否を判断する。継続利用の場合には、実施事業所は、次単位での利用目的と個別支援計画を立案し、振り返りカンファレンスにおいて承認を受ける。利用終了の場合には、発達障害者支援センター、若者サポートステーション等の支援機関への引き継ぎを行う。

## エ. プログラム構成

「しごと体験」と「相談」の組合せを通して、自身をよく知り、就労の準備を行うために、プログラムには、次の要素を含むものとする。

- (ア) ビジネススキルトレーニング：就職に必要なマナーやコミュニケーションスキルを学ぶ。
- (イ) ワークサンプルトレーニング：事業所内で実践的な業務を行う。
- (ウ) インターンシップ：実際の職場での実習を通して、ビジネススキルを学ぶ。
- (エ) 就職セミナー：さまざまな職場、職種、職務を知る。
- (オ) キャリアカウンセリング：自分を知る、体験を通して確認する、必要なサポートを知る。

## オ. ビジネススキルトレーニング

ビジネススキルトレーニングは、基本的なマナーや職業行動を学習し、職業準備

性を高めるものとし、次の要素を含むものとする。

- (ア) (達成目標) 就職に必要なマナーやコミュニケーションスキルを知る。  
(訓練内容) 報告・連絡・相談するスキルを確認する。指示理解や学習スタイルを確認する。就労する上で必要なコミュニケーションスキルを確認する。
- (イ) (達成目標) 実践的な作業場面を通して、職場で求められる振る舞いを知る。  
(訓練内容) 職場で求められるビジネスマナーについて、実践的な作業場面を通して反復練習する。ワークサンプルトレーニングやインターンシップと組み合わせて実施する。

#### カ. ワークサンプルトレーニング

ワークサンプルトレーニングは、職場を模した作業環境において、より多くの作業種目を体験するものとし、次の要素を含むものとする。

- (ア) (達成目標) 幅広い作業種目を体験する。  
(訓練内容) 興味関心のある作業以外を複数体験する。
- (イ) (達成目標) 基本的な労働習慣を身につける。  
(訓練内容) 指示内容どおりに作業する(手順、時間、量、速度、質など)
- (ウ) (達成目標) 得意・不得意を知る。  
(訓練内容) 訓練により要求水準に応えられる作業内容を知る。避けた方がよい作業内容を知る。

#### キ. インターンシップ

インターンシップは、職場実習を通して、職場の要求水準を理解し、自身の就労準備状況を確認するものとし、次の要素を含むものとする。

- (達成目標) 職場の要求水準を理解し、自分の就労準備状況を確認する。
- (訓練内容) 労働習慣(連絡、ルールへの順守、身だしなみ、健康管理など)が要求水準に達しているか知る。サービス態度(就労意欲、熱心さ、責任感、報告、質問、準備かたづけなど)が要求水準に達しているか知る。遂行状況(集中力、安定性、正確さ、丁寧さ、理解度、安全管理など)が要求水準に達しているかを知る。対人関係(連絡、報告、言葉遣い、挨拶、謝意・謝罪の表明、他者との共同作業など)が要求水準に達しているかを知る。

#### ク. 就職セミナー

就職セミナーは、対象者やその家族に対して、特性の理解や支援の活用に必要な情報を提供するものとし、次の要素を含むものとする。

- (ア) (達成目標) 自分の力を知る。  
(訓練内容) 自己管理の力を知る(スケジュール管理、金銭管理、感情・行動管理、整容など)。得意・不得意を整理する。

(イ) (達成目標) 企業情報を知る。

(訓練内容) 労働市場を理解する。企業の要求水準を理解する。就職者の体験話を聞く。就職活動の準備をする。

(ウ) (達成目標) 制度を知る。

(訓練内容) 労働サービスや福祉サービスの情報を知る。診断の目的と手続きについて知る。

## ケ. キャリアカウンセリング

ここでいうキャリアカウンセリングとは、相談活動を通して、就労上の課題を整理し、就労に向けての道筋を考えるものとし、次の要素を含むものとする。

(達成目標) 職業に関する体験や課題を整理する。対人関係に関する経過や課題を整理する。(就労に影響のある)心身の健康に関する経過や課題を整理する。

(就労に影響のある)生活に関する経過や課題を整理する。

(訓練内容) プログラムを通じて、課題や心配な点などについて振り返り、就労に向けての心構えを知る。自身の就労準備状況について知る。

## (3) 学生コースの実施内容

### ア. 対象者

次のアからエのいずれにも当てはまる者を対象とする。

(ア) 発達障害(知的障害を伴わない)の診断がある者。または、発達障害者支援センターもしくは若者サポートステーションが発達障害の疑いがあると判断した者。

(イ) 卒業後に就労を目指しており、就労を阻害するような治療中の精神症状等がない者。

(ウ) 18歳から概ね25歳までの者で、横浜市在住の者。

(エ) 専門学校または大学に在籍しており、所属校へ評価結果を返すことができる者。

### イ. 対象者の選定

対象者の選定は、実施事業所、発達障害者支援センター、若者サポートステーションの3者で行う。必要に応じて、企画・推進委員等の専門家による助言を受けることとする。

### ウ. プログラム構成

(ア) 10日間程度のカリキュラムにおいて、一般コースのプログラムのうち、ワークショップ、インターンシップ、就職セミナー、キャリアカウンセリングの一部について、複数組み合わせで体験するものとする。

(イ) プログラム実施前、中盤、実施後に面談を設定し、各体験の振り返りを行う。

(ウ) 対象者に実習日誌を記入してもらい、実施状況についての自己評価を行い、他己評価とのすり合わせを行う。

#### (4) 地域支援機関との連携

- ア. 対象者の選定においては、発達障害者支援センター及び若者サポートステーションと連携することとする
- イ. プログラム実施においては、企業、ハローワーク、障害者職業センター、就労支援センター、生活支援センターなど、地域支援機関と連携を行うこととする。

#### (5) 人員配置

##### ア. コーディネーターの配置

- (ア) 実施事業所は、コーディネーターとして、常勤1名を専任配置する。
- (イ) コーディネーターは、次のいずれかに該当する者とする。
  - ① 臨床心理士または社会福祉士、精神保健福祉士等の発達障害者の支援に関わる専門資格を有する者で、知的障害者または発達障害者支援に3年以上従事した者
  - ② 障害者を雇用する職場において、障害者職業生活相談員、職業コンサルタント、業務遂行援助者などの経験をした者、または職場適応援助者養成研修を修了した者
- (ウ) コーディネーターの職務は、次のとおりとする。
  - ① 当該事業の統括、総括的役割
  - ② 対象者の選定における、発達障害者支援センター、若者サポートステーション等との調整業務
  - ③ 利用終了に伴う移行支援
  - ④ 学生コースの利用における、学校との調整業務
  - ⑤ 実習先企業等、プログラム運営に必要な社会資源の開拓
  - ⑥ 保護者や学校教職員との面談
  - ⑦ 地域支援機関との連絡調整
  - ⑧ 発達障害者支援マネージャーとの連絡調整、企画・推進委員会への報告

##### イ. 就労支援員・職業指導員・相談員等の配置

- (ア) 実施事業所は、常勤換算で2名以上を配置することとし、全体の人数は指定しないこととする。
- (イ) 特に資格所持を要件としないが、発達障害児者に関する知識および経験を有する者、または熱意を有する者とする。
- (ウ) 就労支援員・職業指導員・相談員等の職務は、次のとおりとする。
  - ① 作業所内及び企業内プログラムにおける対象者の指導・支援
  - ② 職業スキル等の対象者評価
  - ③ 本人への面談、キャリアカウンセリング

## ウ. 企画・推進委員会及び研修への参加

コーディネーター及び就労支援員・職業指導員・相談員等は、発達障害支援マネージャーが要請する企画・推進委員会及び研修に参加することとする。また、必要に応じて、発達障害者支援マネージャーに事業の進捗状況を報告し、助言・指導を受ける。

### (6) プログラム実施日

原則として、月曜日から金曜日の週 5 日とする。

### (7) 利用料

実施事業所は、教材費、保険料等実費程度を限度に、利用料を設定し、徴収することができる。

### (8) 実施施設

プログラム実施に必要な機能・スペースを確保するものとする。

## 3. その他の事項

### (1) 実績報告・報告書の作成

実施事業所は毎月 10 日までに、前月分の勤務および支援実績を発達障害者支援マネージャーへ提出することとする。

支援や実施状況、成果について、報告書を作成し、企画・推進委員会や横浜市発達障害検討会議等で報告することとする。

本事業による成果物の著作権は、原則として横浜市に帰属する。

### (2) 調査・監査

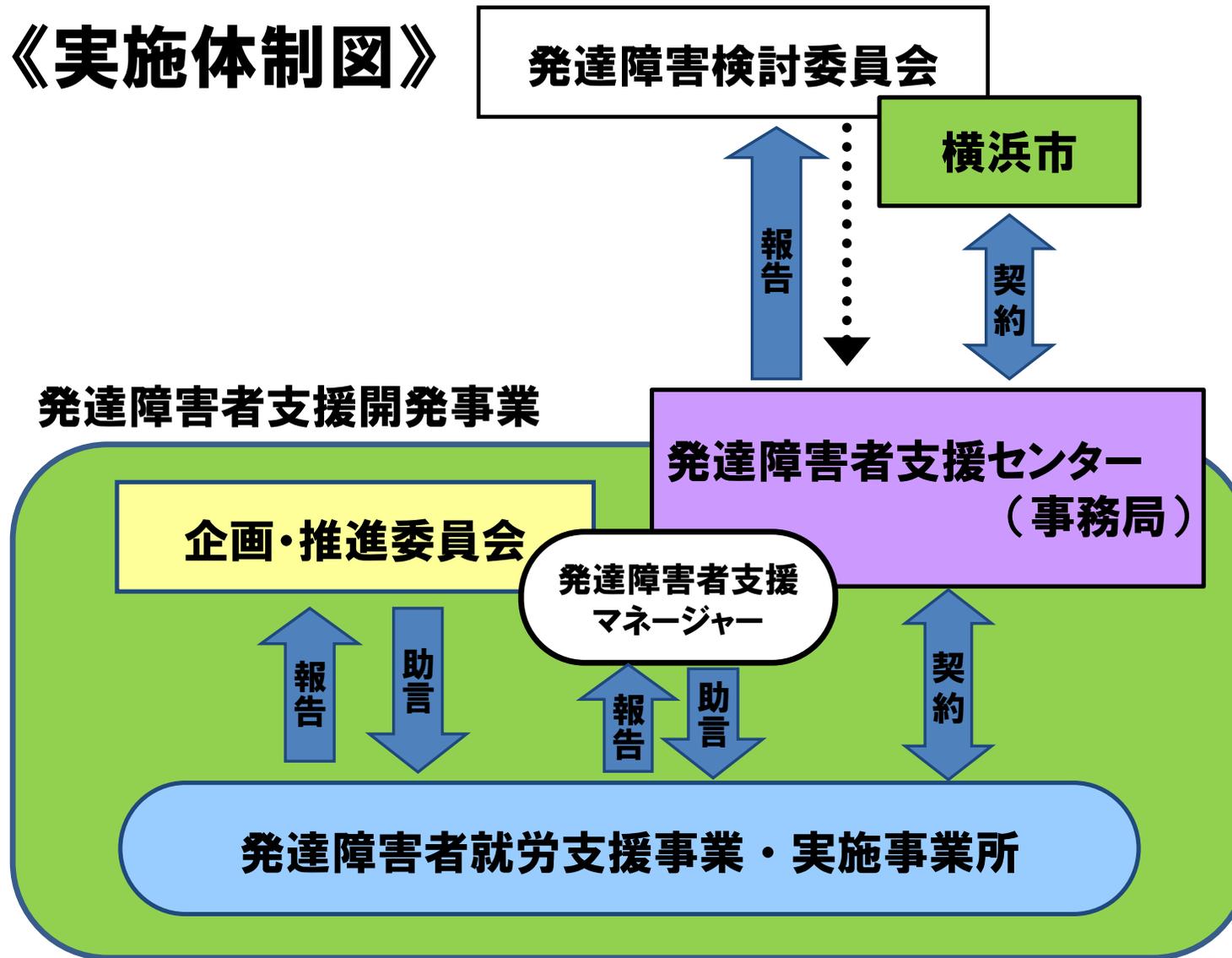
社会福祉法人横浜やまびこの里及び横浜市は、必要があると認めるときは、実施事業所に対して経理または事業の実施状況等について調査・監査することができる。

### (3) 従事者の責務

ア. 実施事業所において、当該事業に従事した者は、この職務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

イ. 実施事業所において、当該事業に従事する者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

# 《実施体制図》



## 横浜市発達障害者支援モデル事業 企画書について

### 1. 企画書の内容について

(1) 企画書は、原則として企画書様式を使用し、15 ページ以内に収めてください。

(2) 提案については、次の項目に関する提案を記載してください。

ア 法人の事業実績について

(ア) 法人概要

(イ) 発達障害児者に対するこれまでの取り組み

(ウ) 障害者雇用、就労支援に対する取り組み

イ 発達障害者支援モデル事業を実施する上での考え方について

(ア) 応募理由

(イ) 想定される対象者を取り巻く状況と課題

ウ プログラム内容について

(ア) プログラム（コースごとの構成・内容・モデルプラン・実施の流れなど）

(イ) 対象者評価（実施方法・個別支援計画・評価シートなど）

エ 実施体制

(ア) 職員配置（候補者の資格・経験、仕事内容・勤務形態）

配置における考え方（候補者の有無、事業責任者との関係）

(イ) 管理運営体制（法人内組織図、苦情解決、個人情報管理）

(ウ) 実施施設（所在地、広さ、併設施設の有無）

オ 収支予算書

(3) 企画書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

ウ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式におさまる範囲で記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

### 2. 企画書の提出

(1) 提出部数 2 部（正本 1 部、複写用 1 部）

(2) 提出先 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 3-35-8 タクエー横浜西口第 2 ビル 7 F

『横浜市発達障害者支援センター』

(3) 提出期限 平成 23 年 6 月 17 日（金） 17 時 00 分まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送

（ただし、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

### 3. プロポーザルに関するヒアリング

次により、提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 平成 23 年 6 月 27 日(月) 午前もしくは午後
- (2) 実施場所 横浜市役所周辺
- (3) 出席者 事業責任者又はコーディネーターを含む 2 名以下としてください。
- (4) その他 時間、場所等の詳細については、別途お知らせします。

### 4. 審査委員会

本プロポーザルの実施及び選定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜市発達障害者支援開発事業 企画・推進委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、実施機関の選定に関すること
委 員	渡部 匡隆 (横浜国立大学教育人間科学部教授) 福田 里美 (神奈川LD等発達障害児・者親の会「にじの会」代表) 小川 淳 (横浜市総合リハビリテーションセンター副センター長) 宇野 洋太 (よこはま発達クリニック医師) 有吉 晶子 (特定非営利活動法人ユースポート横濱理事) 大山 弘三 (横浜市健康福祉局障害企画課企画調整係長) 日高 幸徳 (神奈川障害者職業センター障害者職業カウンセラー) 森谷 信男 (神奈川労働局職業安定部職業対策課障害者雇用対策係) 村上 裕輔 (港風舎サービス管理責任者) 小林 信篤 (横浜市発達障害者支援センター長) 柴田 珠里 (横浜市発達障害者支援センター発達障害者支援マネージャー)

### 5. その他

(1) 企画書の作成及び提出等にかかる費用は貴法人の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

- ア 企画書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 本募集要項に指定された企画書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 企画書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 企画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 採否の通知

応募者に対しては、採否に関わらずその旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 提出された書類の取扱い

- ア 提出された書類は、プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しないもの  
とします。
- イ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、「横浜市個人情報保護に  
関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出された書類については、事業者の決定後、今後の業務の参考に資するため、  
プロポーザル参加者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全書類につ  
いて閲覧に供します。
- エ 提出された書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲又は公開等  
の際に複製を作成することがあります。
- オ 提出後、補足資料の提出を求めることがあります。
- カ 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とします。
- キ 提出された書類は、返却しません。

(6) その他

- ア プロポーザルのために当法人において作成された資料は、当法人の了解なく公  
表、使用することはできません。
- イ 企画書の提出は、1者につき1案のみとします。
- ウ 選定された実施機関は、社会福祉法人横浜やまびこの里と委託契約を結び、本  
募集要項及び仕様等に基づき、事業を実施します。  
なお、条件・仕様等は、選定段階において若干の修正を行うことがあります。
- エ 平成23年度の委託費（上限）は、18,340千円（税込）です。  
※平成24年度は、上記金額から初度調弁相当分を除いた額から算定した年度相  
当分を支給する予定です。企画書提出時には平成23年度の当該事業にかかる予  
算書を提出するものとします。平成23年度年度は年度途中からの実施となりま  
す。平成23年8月～3月として積算してください。

横浜市発達障害者支援モデル事業 実施機関選定スケジュール

平成 23 年 4 月 28 日 (木)	第 1 回企画・推進委員会 * 選考方法・評価基準の決定
5 月 9 日 (月)	プロポーザル公募開始
5 月 17 日 (火)	モデル事業説明会 かなつくホール 10:00～11:45
5 月 20 日 (金)	質問書提出期限
5 月 27 日 (金)	質問書回答送付日
6 月 17 日 (金)	企画書提出期限
6 月 27 日 (月)	プロポーザル審査委員会 (第 2 回企画・推進委員会) * ヒアリング * プロポーザル評定・実施機関の選定
7 月 4 日 (月)	選定結果通知送付
8 月 1 日 (月)	契約締結

## 「発達障害者支援モデル事業」実施機関選定に係る実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「発達障害者支援モデル事業」の実施に際し、プロポーザル方式による実施機関を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル提出者（公募条件）の決定
  - イ プロポーザルの評価方法の決定
  - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 実施機関の決定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

### (提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (企画書の内容)

第4条 企画書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、原則として企画書様式を使って15ページ以内とする。

- (1) 法人の事業実績について
- (2) 発達障害者支援モデル事業を実施する上での考え方について
- (3) プログラム内容について
- (4) 実施体制について
- (5) 収支予算について

### (評価)

第5条 実施機関と特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の発達障害児者に対するこれまでの取り組み、障害者雇用、就労支援に対するこれまでの取り組み
- (2) 発達障害児者を取り巻く課題の理解度
- (3) 事業内容の理解度・考え方、実施方針の妥当性
- (4) プログラム内容の妥当性

(6) 当該業務に対する意欲・人員体制などの業務遂行能力・提案内容の実現性等

(7) その他

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適したものを特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市発達障害者支援開発事業企画・推進委員会（以下「推進委員会」という。）が、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 企画書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイトならびに評価基準の確認

(3) ヒアリング

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員の所属する法人が提出者となる場合には、当該委員は所属法人の評価に参加しないものとする。

(評価結果の通知)

第7条 特定されなかった旨の通知を受けた提出者は、書面により、特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は当法人が通知を発送した日の翌日から起算して、横浜市発達障害者支援センターの休業日を除く5日後の午後5時までに企画書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められた時は、当法人が書面を受領した日の翌日から起算して、横浜市発達障害者支援センターの休業日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

## 平成23年度 発達障害者支援モデル事業 プロポーザル評価基準

基本的な評価事項と評価の着目点

評価項目	評価内容	評価の着目点
<b>1. 事業実績</b>		
法人概要	法人の運営・収支の状況	法人運営は健全にされているか
発達障害児者に対するこれまでの取り組み	発達障害児者に対するこれまでの取り組み実績	評価できる実績があるか
障害者雇用、就労支援に対するこれまでの取り組み	障害者雇用、就労支援に対するこれまでの取り組み実績	評価できる実績があるか
<b>2. 発達障害者支援モデル事業を実施する上での考え方</b>		
応募理由	応募理由・障害福祉事業への熱意と理解	応募理由は適切か 熱意と理解はあるか
想定される対象者を取り巻く状況と課題	想定される対象者を取り巻く状況についての課題・分析	対象者の理解、課題分析は適切か
<b>3. プログラム内容</b>		
【一般】プログラム内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈プログラム構成〉</li> <li>・モデルプラン、実施の流れ</li> <li>〈プログラム内容〉</li> <li>・各プログラムの目的、実施方法</li> <li>〈評価〉</li> <li>・実施方法</li> <li>・個別支援計画、評価シートの提案</li> <li>〈他機関との連携〉</li> <li>・連携先、実施方法</li> </ul>	事業の目的に沿っているか 実現性はあるか
【学生】プログラム内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈プログラム構成〉</li> <li>・モデルプラン、実施の流れ</li> <li>〈プログラム内容〉</li> <li>・各プログラムの目的、実施方法</li> <li>〈評価〉</li> <li>・実施方法</li> <li>・個別支援計画、評価シートの提案</li> <li>〈他機関との連携〉</li> <li>・連携先、実施方法</li> </ul>	事業の目的に沿っているか 実現性はあるか
<b>4. 実施体制</b>		
職員配置	候補者の資格・経験 仕事内容・勤務形態	適切か 実現性はあるか
管理運営体制	事業責任者、法人内組織図、苦情解決	適切か
管理運営体制	個人情報管理	適切か
実施施設	所在地、広さ、併設の有無	適切か 実現性はあるか
<b>5. 収支予算</b>		
収支予算	収支予算書	適切か

## 平成23年度 発達障害者支援モデル事業 プロポーザル評価基準

### 1 評価事項

評価項目	評価内容	配点	評価点
<b>1. 事業実績</b>		(20点)	
法人概要	法人の運営・収支の状況	5	
発達障害児者に対するこれまでの取り組み	発達障害児者に対するこれまでの取り組み実績	15	
障害者雇用、就労支援に対するこれまでの取り組み	障害者雇用、就労支援に対するこれまでの取り組み実績		
<b>2. 発達障害者支援モデル事業を実施する上での考え方</b>		(15点)	
応募理由	応募理由・障害福祉事業への熱意と理解	5	
想定される対象者を取り巻く状況と課題	想定される対象者を取り巻く状況についての課題・分析	10	
<b>3. プログラム内容</b>		(40点)	
【一般】プログラム内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈プログラム構成〉</li> <li>・モデルプラン、実施の流れ</li> <li>〈プログラム内容〉</li> <li>・各プログラムの目的、実施方法</li> <li>〈評価〉</li> <li>・実施方法</li> <li>・個別支援計画、評価シートの提案</li> <li>〈他機関との連携〉</li> <li>・連携先、実施方法</li> </ul>	30	
【学生】プログラム内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈プログラム構成〉</li> <li>・モデルプラン、実施の流れ</li> <li>〈プログラム内容〉</li> <li>・各プログラムの目的、実施方法</li> <li>〈評価〉</li> <li>・実施方法</li> <li>・個別支援計画、評価シートの提案</li> <li>〈他機関との連携〉</li> <li>・連携先、実施方法</li> </ul>	10	
<b>4. 実施体制</b>		(20点)	
職員配置	候補者の資格・経験 仕事内容・勤務形態	5	
管理運営体制	事業責任者、法人内組織図、苦情解決	5	
管理運営体制	個人情報管理	5	
実施施設	所在地、広さ、併設の有無	5	
<b>5. 収支予算</b>		(5点)	
収支予算	収支予算書	5	
評点の合計(100点)			

### 2 評価方法

- (1) 各評価項目について、各項目の配点を上限として評価する。
- (2) 原則として0点評価のあるものは選定しない。
- (3) 原則として評点合計の平均が60点以下のものは選定しない。

# 発達障害者支援開発事業 概要

横浜市健康福祉局障害企画課

## 1 事業の趣旨

発達障害者支援法の施行により、横浜市では平成 17 年度から発達障害検討委員会を設置し、ライフステージごとの課題等について議論を重ねてきました。

22年度においては、課題を解決するための 1 つとして就労検討部会を設置し、発達障害者の就労に関する必要な社会資源の絞り込みを行いました。その結果を受けて、今回は発達障害者の就労支援の取組をモデル的に実践・評価し、有効な支援方法を確立させること、また、この事業により得られた手法（効果）を他地域で普及させることを目的とし、発達障害者支援開発事業を社会福祉法人横浜やまびこの里（横浜市発達障害者支援センター）に委託し、実施します。

## 2 発達障害者就労移行支援モデル事業の趣旨

自身の障害特性の認識までにはいたっていない、知的障害を伴わない発達障害の方、またはその疑いのある方の就労に必要な支援としては、実践的な体験とその振り返りを通して自身の障害特性についての理解を深めていくという過程が重要とされます。しかし既存の障害福祉サービスでは、発達障害の認識があることが利用の前提となっており、前述のような発達障害の方が利用できる社会資源は不足している状況にあります。また、現在の横浜市においては、発達障害者支援センターや若者サポートステーションがそのような発達障害の方たちの相談機関として受け止めていますが、相談として受け止めた先の支援機関がやはり社会資源として不足している状況にあります。

この様な状況に対応していくため、既存の障害福祉サービスの利用が困難な発達障害のある方への就労支援として、一定期間通って支援を受けることができる社会資源の創設を目的とし、今回の発達障害者就労移行支援事業をモデル事業により実施します。

## 3 委託業務の概要

### (1) 企画・推進委員会の設置

#### ア 目的

(3) の発達障害者支援モデル事業者を選定し、事業に関する評価・検証を行います。

#### イ 実施方法

委託機関を事務局として、(3)の発達障害者支援モデル事業の実施機関をプロポーザルにより選定します。

発達障害者支援モデル事業開始後は、進捗に合わせて委員会を開催し、発達実施状況の確認・評価を行うとともに、モデル事業の実施機関に対して適宜専門的な助言を行います。また、発達障害検討委員会に対して結果を報告します。

#### ウ 委員会の構成

- ・ 当事者団体、親の会
- ・ 研究者等の学識経験者
- ・ 発達障害者支援マネージャー
- ・ 発達障害者に関連する事業を実施している社会福祉法人、NPO 法人等
- ・ 若者施策に関連する事業を実施している社会福祉法人、NPO 法人等
- ・ 就労支援に関連する業務を実施している社会福祉法人、NPO 法人等
- ・ 行政機関（福祉・保健・医療・就労及び教育等の関係部局）

### (2) 発達障害者支援マネージャーの配置

#### ア 配置方法

社会福祉法人横浜やまびこの里（横浜市発達障害者支援センター）が、1名以上を配置します。

#### イ 資格等

社会福祉士、看護師、保健師等で、発達障害児・者に関する知識及び経験を有する者又はそれと同等と認められる者。

#### ウ 役割

モデル事業について実務的な見地から提言を行うとともに、委員会とモデル事業の実施機関との連絡調整役として積極的に指導・助言を行い、発達障害検討委員会への報告も行います。

地域に点在する発達障害児・者の支援に関わる事業所や関係機関、またその職員等との連携を密にし、地域の実情把握に努めます。

### (3) 発達障害者就労移行支援モデル事業

#### ア 趣旨

2の通り。

#### イ 目的

- ・ 就労に向けた幅広く実践的な体験とその振り返りを通して、自身の特性についての理解を深める。
- ・ 就労上の課題と必要な支援を整理し、本人と支援者が協力して就労に向けての道筋を考える
- ・ 基本的なマナーや職業行動を学習し、職業準備性を高める

#### ウ 実施機関及び選定方法

モデル事業（発達障害者就労移行支援事業）の実施機関については、企画・推進委員会において事業実施が可能であると評価された法人や株式会社、学校法人等とし、社会福祉法人横浜やまびこの里（横浜市発達障害者支援センター）が、市と協同してプロポーザルを行い、モデル事業の実施機関を選定します。

#### エ 実施項目

- ・ 発達障害者の就労移行支援事業のモデル実施

#### オ 実施期間

平成23年8月～平成24年3月

### （4）報告書及び関係資料の作成、報告

## 4 事業報告

当該事業で実施した内容の成果を、発達障害者支援体制整備事業で開催する発達障害検討委員会で報告することとします。

### <参考>

「発達障害者支援開発事業実施要綱」